

FP Topics = 『おひとりさま』の相続について = 2024年9月号

= One's impressions =

総理大臣が変わりましたね！私は以前から期待していたのですが、みなさんはどのようにお感じになられているでしょうか？

さて、今月は表題の『おひとりさま』の相続についてお話を進めていきたいと思います。

『おひとりさま』には様々な定義があると思われませんが、本稿では、生涯独身の場合・配偶者と死別または離婚しており、子がいない場合（父母も既に他界）を想定しています。

兄弟姉妹が存命の場合や、兄弟姉妹が既に他界しているケースでは、会ったこともない甥や姪に財産を相続させる可能性もあります。

= 遺言がある場合 =

長く生きていると、血のつながった兄弟姉妹でも、疎遠になることが往々にしてあるようです。

また、その関係性があまり良くないこともありがちです。感情的に兄弟姉妹に財産を相続させたくない場合や、おひとりさまである故に、相続財産が国庫に帰属することを望まない場合等。遺言を残すことで、自身の意思を反映することができます。

兄弟姉妹には、遺留分（相続人に保障される最低限の遺産取得分）がないことから、遺言どおりに財産の処分が可能となります。

遺言には、財産を具体的に指定して遺贈する特定遺贈と財産に対する割合（財産の1/2や何%）などを指定して相続財産を遺贈する包括遺贈があります。

= 相続人が兄弟姉妹等で遺言がない場合 =

兄弟姉妹との関係性が良好で、その兄弟姉妹に財産を相続させる場合においても、一定の要件を満たすことにより、相続税の優遇規定を受けることができます。

兄弟姉妹がおひとりさまの自宅を相続した場合、持ち家がない等の要件を満たすことにより330㎡までの宅地の課税価格を80%減額することができます。20%の評価で相続できることにはなりますが、この一定の要件はかなりハードルが高く、相続に強い税理士等の専門家に相談する必要があります。この「小規模宅地等の特例」の規定の適用を受ける場合、納付する相続税額が算出されない場合でも、相続税の申告をする必要があります。

相続人が不動産を取得した場合の登録免許税は軽減措置の対象となり、不動産取得税は非課税となります。また、兄弟姉妹が死亡保険金の受取人に指定されていれば、死亡保険金の非課税規定（法定相続人の数×500万円）の適用も受けることができます。また、未成年者控除や障害者控除の適用も受けることができますが、兄弟姉妹の相続では、相続税額が算出される場合、相続税額の2割加算の対象となります。

= 法人に財産を遺贈する場合の留意点 =

法人が遺言により遺贈を受けた財産は原則的に法人税の対象となります。相続税は個人を対象とするもので、法人への遺贈の場合は注意が必要です。

不動産等の遺贈は相続開始時の時価で譲渡したものとみなされることから、その譲渡益について被相続人（おひとりさま）の譲渡所得となります。準確定申告の必要性も発生することから、おひとりさまの相続の場合、難しい問題となりそうです。兄弟姉妹等が相続人の場合は対策が必要です。



＝相続人が不存在で遺言がない場合＝

相続人がいない場合（不存在）。相続財産は法人（相続財産法人）とされ、相続財産の清算手続きが行われます。家庭裁判所は相続財産清算人を選任し、一定の期間清算手続きを実施します。相続人がいないことを確定すると、相続財産清算人はその財産の債権債務について清算を行います。清算後の残余財産は国庫に帰属することになります。

特別縁故者が存在する場合には、残余財産から特別縁故者に財産分与を行います。それでもなお、残余財産が生じた場合、その残余財産は国庫に帰属されることとなります。

＝特別縁故者がいる場合＝

特別の縁故のあった人（特別縁故者）が、その財産分与を家庭裁判所に請求し認められると、清算後の残余財産の全部または一部を受け取ることができます。特別縁故者がその請求をすることができる申立期間は、先述の清算手続き（公告期間6ヶ月以上）満了後、3ヶ月以内とされています。

『特別縁故者』とは、被相続人と生計を同じくしていた者や被相続人の療養看護に努めた者等とされており、内縁の妻・夫等が代表的な例となります。取得した財産は、分与時の時価で評価され、相続税の対象となります。

法定相続人の存在がない場合、相続税の基礎控除額は（3,000万円+1,000万円×0人）となることから3,000万円を超える部分について相続税が生じることとなります。

※おひとりさまの相続に関する問題として、相続財産についても難しいところですが、真っ先に考えなくてはならない問題は、亡くなられた後の葬儀や埋葬・各種の行政手続き等ではないでしょうか。生前のさまざまな契約の解除やデジタル遺品の処理、さらに残されたペットの引き取り先など、考えなくてはならない問題は多岐にわたります。おひとりさまが亡くなられた後の事務処理等を、一手に引き受けてくれる民間サービスもあるようですが、公的機関の同サービスへの介入は難しい問題もあるようです。



～今月の山便り～

先月号では、山登りを再開した頃の印象的な山行のお話に戻ってしまいました。暇を見つけては、関東の山々をほぼ単独行で歩いていました。その単独行にも少し飽きてきた頃、山の師匠に出会ったのです。山の現役当時、核心的な部分や危機的状況において、師匠の発揮する気力体力集中力には驚いていました。

関東を離れて約20年になりますが、機会のあるごとに連絡を下さいます。やはりザイルに命を託しあったザイルパートナーは、一生のお付き合いになるようです。先日も横浜から大阪まで会いに来て下さいました。自分のことは棚に上げて、やはり年を取られたなーと改めて感じましたが、驚いたことになると年齢は19歳も年上だっのです(*_*;

現役当時は正確な年齢をお聞きすることもなく、おそらくひと回り（12歳）くらいの年齢差かな？という感じでした。当時の私は30代半ばで、おそらく気力も体力も一番充実していた頃だと自任していましたが、師匠の底なしの体力には到底敵いませんでした・・・いまの私の年齢に近かったとは驚きです。

その師匠とザイルを組み岩壁や雪山に挑みました。北アルプスや八ヶ岳を中心に歩きましたが、かなりのハードスケジュールだったような気がします。金曜日の夜に横浜を出発し、土日は山中で過ごし、日曜日の夜中に横浜に戻ってくる生活を何年も続けていた記憶があります。当時、師匠は中小企業を経営されていましたが、のめり込み過ぎて会社が傾いた・・・なんて言っていたこともありました（笑）

その山行のなかでも、一番好きな沢登りをご紹介します。いきたいと思います。

